

## 条 例

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第四十号

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「、第十六条」を削り、同条第二項中「第十五条」の下に「及び第十六条」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。